

平成 30 年 3 月 19 日

各施術所 御中

名古屋市健康福祉局長

施術所における法令順守の徹底について（通知）

日頃は、本市の健康福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」）に基づく施術所については、法令により、下記のとおり、構造設備や広告できる事項等が定められており、施術にあたっては免許所有者が行うことが必要です。法令順守は、施術所に対する市民の信頼を維持する上でとても重要なものです。貴施術所におかれましても、法令順守を徹底していただき、市民の信頼を揺るがすことのないよう努めていただくことを改めてお願いします。

特に、施術所の広告につきましては、法令で認められている事項（別紙参照）以外は広告ができません。内容等、ご不明な点がございましたら、貴施術所の所在区を担当する保健所の医療監視担当（千種・中村・中・南保健所）へお問い合わせください。

なお、名古屋市公式ウェブサイト内(<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000011503.html>)に「施術所の手引き」を掲載しております。

記

- 1 免許（あはき法第1条）
- 2 外科手術等の禁止（あはき法第4条）
- 3 施術の制限（あはき法第5条）
- 4 消毒（あはき法第6条）
- 5 広告の制限（あはき法第7条）
- 6 秘密保持義務（あはき法第7条の2）
- 7 施術所の開設届（あはき法第9条の2）
- 8 出張のみの業務の届出等（あはき法第9条の3）
- 9 施術所の構造設備等（あはき法第9条の5）
- 10 その他の法令によるもの

（裏面もご覧ください）

ご不明な点がございましたら、貴施術所の所在区を担当する保健所医療監視担当（千種・中村・中・南保健所）へお問い合わせください。

施術所の所在区	担当保健所	連絡先
千種区、昭和区、瑞穂区、名東区	千種保健所 医療監視担当	052-753-1963
西区、中村区、熱田区、中川区	中村保健所 医療監視担当	052-481-2239
東区、北区、中区、守山区	中保健所 医療監視担当	052-265-2254
港区、南区、緑区、天白区	南保健所 医療監視担当	052-614-2827

照会先：（健康部保健医療課医療安全確保担当 電話 052-972-3495）

※既に施術所を廃止されていて、本通知文を受け取られた方へ
施術所を廃止された場合、担当保健所へ廃止届を提出する必要があります。
早急に担当保健所までご連絡ください。

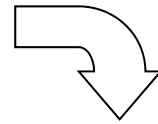
※平成30年4月1日より各区の「保健所」は「保健センター」になります。

広告の制限

広告は、看板、印刷物などが対象になります。法令で認められている事項のほかは、何人も、いかなる方法によるかを問わず、広告できないことになっています。

あはき法に基づく施術所で、認められている広告事項（あはき法第7条第1項、第2項）

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 法律第1条に規定する業務の種類
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項



施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

- 施術日又は施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚告第69号）
 - * もみりようじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）
 - * 保健所に開設届を届け出たこと
 - * 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - * 予約に基づく施術の実施
 - * 休日又は夜間における施術の実施
 - * 出張による施術の実施
 - * 駐車設備に関する事項

裏面「これらの広告はできません」
もご覧ください。

★これらの広告はできません★

※施術所名称は届出どおりにしてください。

・疾患名記載は広告できません。※症状を暗示するイラスト等も広告できません。

例：肩こり 関節痛 交通事故専門 スポーツ障害 自律神経失調症
頭痛 むくみ 五十肩 神経痛 冷え症 椎間板ヘルニア 手足のしびれ
むち打ち 婦人科疾患 便秘 巻き爪 腰痛 内科疾患 アトピー性皮膚炎
不妊症 不眠症 逆子 近視

・施術方法の記載は広告できません。

例：足もみ 電気治療 中国鍼灸 東洋マッサージ リハビリリ ○○式 ○○流
整体 耳針 リンパマッサージ リンパドレナージュ ヘッドスパ

・設備の記載は広告できません。

例：最新の治療器具 スポーツジム併設 個室施術対応 酸素カプセル
エコー使用検査 エコー使用鍼施術 ローラーベッド ウォーターベッド

・施術者の経歴の記載は広告できません。

例：○○病院に勤務 ○○整形診療所にて修行 スポーツ医療に携わった

・料金に関する記載は広告できません。

例：初回無料 無料体験 1時間△△円 ○○コース△△円 回数券販売 会員制
ポイント 学割 クーポン券 サービス券 キャッシュバック 雨の日特典

・病院や診療所と紛らわしい記載は広告できません。

例：診療時間 診察時間 ○○診療所附属機関 ○○鍼クリニック

・その他

例：エステ リラクゼーション カイロプラクティック ダイエット 骨盤矯正
小顔矯正 美容鍼 美容 小顔 痩身 アンチエイジング ボディケア
ボディトリートメント フットケア ボディエクササイズ マタニティ
厚生労働省認定 厚生労働省指定